

令和 4 年 7 月 6 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

公益社団法人 日本医師会常任理事

江 澤 和 彦

細 川 秀 一

(公印省略)

通信障害発生時における通信手段の確保について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

令和 4 年 7 月 2 日未明から KDDI 株式会社の通信回線における大規模な通信障害により、音声通話やデータ通信が利用しづらい状況が続くなどの影響が生じました。

今般、これを受けて厚生労働省医政局総務課より各都道府県衛生主管部局宛に添付の事務連絡が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

当該事務連絡では、通信回線は医療提供を行う上での重要なライフラインであるため、通信障害が発生した場合でも診療等に影響が生じることがないように平時から体制を整備していく必要があるとし、各都道府県に対して管下の医療施設等に、通信障害が発生した場合であっても診療を継続できるよう努めることの周知を依頼しております。具体的な手段としては、以下のように示しています。

- ・ 医療施設における休日夜間の診療体制を維持するため、職員との連絡手段を確保すること
- ・ 患者からの電話を受信できるよう複数の通信手段を確保し、受信可能な電話番号をホームページに掲載するなどの体制を整備すること
- ・ 在宅医療や訪問看護などを実施している医療施設等において、当該医療施設等が利用している連絡手段が使用できない場合は、固定電話等の代替的な連絡先を患者等に伝えること
- ・ 特にリスクの高い在宅患者等について、患者等との連絡がとれない場合には、別の連絡手段を確保することや、頻回な訪問等による安否確認を行うことなど、通信障害が発生した場合であっても診療を継続できるよう努めること

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会管下郡市区医師会及び関係医療機関への周知方よろしくお願い申し上げます。

事務連絡  
令和4年7月4日

各都道府県衛生主管部局 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

### 通信障害発生時における通信手段の確保について

令和4年7月2日(土)未明から続いているKDDI株式会社の通信回線における大規模な通信障害により、音声通話やデータ通信が利用しづらい状況が続くなどの影響が生じているところです。

通信回線は、電気や水と同様に、医療提供を行う上での重要なライフラインであることから、通信障害が発生した場合でも、診療等に影響が生じることがないように、平時から体制を整備していく必要があります。

各都道府県においては、管下の医療施設等に対して、例えば、

- ・ 医療施設における休日夜間の診療体制を維持するため、職員との連絡手段を確保すること
- ・ 患者からの電話を受信できるよう複数の通信手段を確保し、受信可能な電話番号をホームページに掲載するなどの体制を整備すること
- ・ 在宅医療や訪問看護などを実施している医療施設等において、当該医療施設等が利用している連絡手段が使用できない場合は、固定電話等の代替的な連絡先を患者等に伝えること
- ・ 特にリスクの高い在宅患者等について、患者等との連絡がとれない場合には、別の連絡手段を確保することや、頻回な訪問等による安否確認を行うこと

など、通信障害が発生した場合であっても診療を継続できるよう努めていただきたい旨、周知をお願いいたします。